

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、三養基西部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成30年3月23日

佐賀県知事 山口 祥 義

役職名	氏名	住所	就退任年月日
監事	川原 裕文	三養基郡上峰町大字堤607番地	平成30年1月19日 退任
"	堤 清隆	" " " 2129番地	平成30年2月15日 就任